

# 中山間地域農業基盤整備促進事業実施要領

(趣旨)

**第1** 中山間地域では、平坦地のような効率的な経営の規模拡大が困難であること、米価下落等により米づくりをあきらめる農家が増えてきていること、農業従事者の高齢化や担い手不足等により、耕作放棄地のさらなる増加が懸念されている。

中山間地域の振興及び担い手の育成は喫緊の課題となっていることから、中山間地域の特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、条件不利地域における意欲のある農業者を育成することを目的に本事業を実施する。

(事業内容)

**第2** 生産条件が不利な中山間地域における水田から畑地への転換のために行う簡易な基盤整備を実施する。

2 基盤整備の工種及び実施内容は次表のとおりとする。

工 種	実 施 内 容
畦畔除去	農用地等の区画形質の変更（簡易な段差修正、整地等を含む）
暗渠排水	地形に応じた暗渠の新設若しくは変更又は心土破壊（浅層・補助暗渠を含む）
客土	地形に応じた客土（混層耕を含む）又は、これと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等
用排水路	農業用排水施設の新設、廃止、変更、補修
進入路	進入路の新設、廃止、変更、補修
耕作放棄地解消	耕作放棄地の解消（障害物の除去、除礫、深耕、整地、侵入防止柵の設置等）
電牧柵	電牧柵
鳥獣害防止柵	鳥獣害防止柵
特認事項	上記以外で知事が適当と認めるもの

(事業主体)

**第3** 本事業の事業主体は、市町、土地改良区、農業協同組合、その他知事が適当と認める団体とする。

(対象農地)

**第4** 第2に係る事業の対象農地は、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2437号農林水産事務次官依命通知。以下「直払交付金実施要領」という。）第4の1に該当する地域の農地を対象とする。

(推進体制)

**第5** 本事業の実施にあたっては、農林事務所、市町、農業協同組合、生産組合が互いに連携し、本事業を円滑に推進するよう努めるものとする。

(実施要件)

**第6** 第2に係る事業の実施要件は、次のとおりとする。

1 第4に該当する農地の面積が1ha未満、かつ地権者が2名以上であること。

2 水田から畑への転換を図ること。

ただし、知事が、地域の事情に鑑み、畑での事業の実施が目的の達成に資すると認める場合はこの限りでない。

3 本事業実施農地は、原則として、事業実施年度から起算して、5年間以上耕作すること。

(事業実施計画の承認)

**第7** 第2に掲げる事業を実施しようとする者は、事業実施計画書を作成し、様式第1号により所轄農林事務所長に提出し審査を受けることとする。

2 所轄農林事務所長は、事業実施計画書の内容が中山間地域の地域振興、農業者の育成に資する取り組みであると認められるときは、様式第2号によりこれを承認するものとする。

(その他)

**第8** 事業実施にあたっては、この要領を定めるもののほか、知事が別に定めるところによる。

付則 この要領は、平成27年4月6日より施行し、平成27年4月1日より適用する。

付則 この要領は、令和2年11月20日より施行する。